０４．０９

主要期間一覧表

当事者系審判、異議申立、判定に関する期間は、審判便覧25-01から25-04までを参照。
25-01.1**主要期間一覧**(1)(**査定系審判、商標登録異議、判定**)
25-01.3**主要期間一覧**(2)(**無効･訂正･取消審判**)
25-01.5 **主要期間一覧**(3)(**特許異議**)

（特許（無効・訂正審判、特許異議申立、判定、再審を除く））

手　　続	根　拠　条　文	初　　日	起　算　日	期　間　（　延　長　）		備　考
			（第１日目）	国　内　居　住　者	在　外　者	
＜法定期間＞						
明細書・特許請求の範囲・図面の補正	特１７の２（１）	出願日	－	特許査定謄本の送達日まで（拒絶理由通知を受けた後を除く。）		
	特１７の２（１）①、③	拒絶理由通知の発送日	翌　　日	６０日又は７５日※ （期間満了前：求２月 期間満了後：求２月☆）	３月 （期間満了前：求２月・１月 期間満了後：求２月☆）	・延長登録出願、拒絶査定不服審判を除く ・左記は特５０の規定による指定期間
	特１７の２（１）①、③	拒絶理由通知の発送日	翌　　日	６０日又は７５日※ （求１月▲▼）	３月（求１月×３回▲▼）	・延長登録出願、拒絶査定不服審判 ・左記は特５０の規定による指定期間
	特１７の２（１）②	特許法４８条の７の通知の発送日	翌　　日	３０日又は４５日※ ただし拒絶理由通知と同時は６０日又は７５日※ （期間満了前：求２月 期間満了後：求２月▽）	６０日 ただし拒絶理由通知と同時は３月 （期間満了前：求２月 期間満了後：求２月▽）	・拒絶査定不服審判を除く ・左記は特５０の規定による指定期間
	特１７の２（１）②	特許法４８条の７の通知の発送日	翌　　日	３０日又は４５日※ ただし拒絶理由通知と同時は６０日又は７５日※	６０日 ただし拒絶理由通知と同時は３月	・拒絶査定不服審判 ・左記は特５０の規定による指定期間

	特１７の２（１）④	拒絶査定不服審判の請求と同時	－	－	－	
要約書の補正	特１７の３（特施規１１の２の２）	出願日又は優先権の主張を伴う出願は先の出願の日	翌　日	１年４月●		
優先権主張書の補正	特１７の４（特施規１１の２の３①）	ア．　優先日 イ．　新たな出願の日	翌　日 翌　日	１年４月 ４月 （上記のうちいずれか遅い日◎）		
	特１７の４（特施規１１の２の３②）	ア．　優先日 イ．　もとの出願の日 ウ．　新たな出願の日	翌　日 翌　日 翌　日	１年４月 ４月 １月 （上記のうちいずれか遅い日◎）		分割・変更・実用新案登録に基づく特許出願
新規性例外適用出願	特３０（１）、（２）	特許法２９条１項各号のいずれかに該当するに至った日	翌　日	１年◿	１年◿	
同上証明書の提出	特３０（３）	出願日	翌　日	３０日	３０日	
外国語書面出願に係る翻訳文	特３６の２（２）、（４）（特施規２５の７（４））	ア．　出願日又は優先権の主張を伴う出願は先の出願の日 イ．　新たな出願日（もとの出願の翻訳文提出期間経過後の場合） ウ．　翻訳文未提出の通知の発送日	翌　日 翌　日 翌　日	１年４月 ２月◆ ２月	１年４月 ２月◆ ２月	イ．は分割・変更・実用新案登録に基づく特許出願 ウ．はア．及びイ．の期間に翻訳文が未提出の場合
手続補完書の提出	特３８の２（３）（特施規２７の７）、３８の２（９）（特施規２７の９）	ア．　補完をすることができる旨の通知の発送日 イ．　出願日	翌　日 翌　日	２月 ２月	２月 ２月	
明細書等提出書の提出	特３８の３（３）（特施規２７の１０（３））	出願日	翌　日	４月	４月	
先の特許出願の認証謄本等及び翻訳文の提出	特３８の３（３）（特施規２７の１０（３））	出願日	翌　日	４月	４月	
明細書等補完書の提出	特３８の４（２）（特施規２７の１１（１））、３８の４（９）（特施規２７の１１（１２））	ア．　明細書又は図面の一部の記載が欠けている旨の通知の発送日 イ．　出願日	翌　日 翌　日	２月 ２月	２月 ２月	

優先権主張基礎出願の写し及び翻訳文の提出	特３８の４（４）（特施規２７の１１（７））	ア．　明細書又は図面の一部の記載が欠けている旨の通知の発送日 イ．　出願日	翌　日 翌　日	２月 ２月	２月 ２月	
意見書の提出	特３８の４（４）（特施規２７の１１（４））	特許出願を明細書等補完書の提出時にしたものとみなした通知の発送日	翌　日	１月	１月	
明細書等補完書の取下げ	特３８の４（７）（特施規２７の１１（１０））	特許出願を明細書等補完書の提出時にしたものとみなした通知の発送日	翌　日	１月	１月	
国内優先権主張を伴う出願	特４１（１）	先の出願日	翌　日	１年	１年	
優先権主張書の提出	特４１（４）、４３（１）、４３の３（１）、（２）（特施規２７の４の２（３）①）	ア．　優先日 イ．　新たな出願の日	翌　日 翌　日	１年４月 ４月 （上記のうちいずれか遅い日◎）		
	特４１（４）、４３（１）、４３の３（１）、（２）（特施規２７の４の２（３）②）	ア．　優先日 イ．　もとの出願の日 ウ．　新たな出願の日	翌　日 翌　日 翌　日	１年４月 ４月 １月 （上記のうちいずれか遅い日◎）		分割・変更・実用新案登録に基づく特許出願
国内優先権主張の取下げ	特４２（２）（特施規２８の４（２））	先の出願日	翌　日	１年４月	１年４月	
パリ優先権主張等を伴う出願	特４３（１）、４３の３（１）、（２）、パリ条約４条Ｃ（１）	第１国出願日	翌　日	特１２月	特１２月	
優先権証明書類等の提出＃	特４３（２）、４３の３（３）	優先日	翌　日	１年４月	１年４月	
	特４３（７）、４３の３（３）（特施規２７の３の３（５））	優先権証明書未提出の通知の発送日	翌　日	２月	２月	優先権証明書類等が未提出の場合
	特４４（３）、４６（６）、４６の２（５）	ア．　優先日 イ．　新たな特許出願の日	翌　日 翌　日	１年４月 ３月 （上記のうちいずれか遅い日＊）	１年４月 ３月 （上記のうちいずれか遅い日＊）	分割・変更・実用新案登録に基づく特許出願
優先権証明書類等に記載されている事項を電磁的方法により交換するための書面の提出	特４３（５）	優先日	翌　日	１年４月	１年４月	
	特４３（７）	優先権証明書未提出の通知の発送日	翌　日	２月	２月	優先権証明書類等が未提出の場合

分割出願	特４４（１）①	―	―	明細書・特許請求の範囲・図面の補正ができる時又は期間	明細書・特許請求の範囲・図面の補正ができる時又は期間	
	特４４（１）②	特許査定謄本の送達日	翌　　日	３０日（求３０日★）	３０日（求３０日★）	
	特４４（１）③	拒絶査定謄本の送達日	翌　　日	３月	３月（職１月■）	
出願変更（実→特）	特４６（１）	実願出願日	翌　　日	実願の係属中 ただし出願の日から３年	実願の係属中 ただし出願の日から３年	
出願変更（意→特）	特４６（２）	ア．意願出願日 イ．意願の拒絶査定謄本の送達日	翌　　日 翌　　日	意願の係属中 ただし出願の日から３年 ３月	意願の係属中 ただし出願の日から３年 ３月	最初の査定
実用新案登録に基づく特許出願	特４６の２（１）	ア．　実願出願日 イ．　第三者の技術評価請求に係る最初の通知を受けた日 ウ．　無効審判請求書の発送日	翌　　日 翌　　日 翌　　日	３年 ３０日（職１５日） ３０日又は４５日※	３年 ３０日（職６０日） ６０日	
出願審査の請求	特４８の３（１）	出願日	翌　　日	３年γ	３年γ	
	特４８の３（２）	新たな出願日（もとの出願の審査請求期間経過後の場合）	翌　　日	３０日	３０日	分割・変更・実用新案登録に基づく特許出願
存続期間の延長登録出願	特６７の２（３）	設定の登録の日	翌　　日	３月	３月	
	特６７の５（３）（特施令３）（改正前特６７の２（３）㊟（改正前特施令３㊟））	政令で定める処分を受けた日	翌　　日	３月	３月	
特許料の納付（第１年から第３年分まで）	特１０８（１）、（３）	査定又は審決の謄本の送達日	翌　　日	３０日（求３０日）	３０日（求３０日）	
特許料の納付（第４年以後の各年分）	特１０８（２）	―	―	前年以前♭	前年以前♭	
特許料の追納	特１１２（１）、（２）	特許法１０８条２項に規定する期間の満了日	翌　　日	６月	６月	

既納特許料の返還請求	特１１１（２）	ア．　特許料の納付日 イ．　取消決定又は審決の確定日	翌　　日 当　　日∞	１年 ６月	１年 ６月	
拒絶査定不服審判の請求	特１２１（１）	拒絶査定謄本の送達日	翌　　日	３月	３月（職１月○）	
翻訳文の提出	特１８４の４（１）	ア．　優先日（特許協力条約２条） イ．　国内書面を提出した日	翌　　日 翌　　日	３０月 ２月	３０月 ２月	イ．は国内書面提出期間満了前２月から満了日までの間に提出した場合に限る
特許協力条約１９条補正の翻訳文提出	特１８４の４（６）	―	―	国内処理基準時の属する日◇	国内処理基準時の属する日◇	
国内書面の提出	特１８４の５（１）	優先日（特許協力条約２条）	翌　　日	３０月	３０月	
特許協力条約１９条補正の写しの提出	特１８４の７（１）	―	―	国内処理基準時の属する日◇	国内処理基準時の属する日◇	
特許協力条約３４条補正の翻訳文提出	特１８４の８（１）	―	―	国内処理基準時の属する日◇	国内処理基準時の属する日◇	
特許協力条約３４条補正の写しの提出	特１８４の８（１）	―	―	国内処理基準時の属する日◇	国内処理基準時の属する日◇	
特許管理人の選任	特１８４の１１（２）、（４）（特施規３８の６の２（１）、（２））	ア．　国内処理基準時の属する日◇ イ．　特許管理人の選任の届出がない旨の通知の発送日	翌　　日 翌　　日	― ―	３月 ２月	イ．はア．の国内処理基準時の属する日までに特許管理人の選任の届出が未提出の場合
新規性喪失の例外の適用書面及び証明書の提出	特１８４の１４（特施規３８の６の３）	国内処理基準時の属する日◇	翌　　日	３０日	３０日	
特許協力条約２５条に規定する検査の申出	特１８４の２０（１）（特施規３８の７）	国際出願が取り下げられたものとみなす旨の宣言、国際出願日の認定の拒否又は　記録原本を期間内に国際事務局が受領しなかった旨の認定の通知をした日	翌　　日	２月	２月	
出願審査請求手数料の返還請求	特１９５（１０）	ア．　特許出願が放棄され、又は取り下げられた日 イ．　特許出願が取り下げられたものとみなされた日	翌　　日 当　　日∞	６月 ６月	６月 ６月	
過誤納手数料の返還請求	特１９５（１２）	手数料の納付日	翌　　日	１年	１年	

明細書、特許請求の範囲又は図面について、国際特許出願に含まれないものとする旨の請求書の提出	特施規３８の２の２（５）	通知書の発送日	翌　日	３０日	３０日	左記は特施規３８の２の２（３）の規定による指定期間
命令による登録申請の補正	特登令３８（１）（特登施規１３の２）	指令書の発送日	翌　日	２月	２月	
弁明書の提出	特登令３８（４）（特登施規１３の４（１））	却下理由通知の発送日	翌　日	２月	２月	
＜指定期間＞						
命令による方式補正	特１７（３）、１８４の５（２）	指令書の発送日	翌　日	２月 （期間満了前：求２月 期間満了後：求２月▽）	２月 （期間満了前：求２月 期間満了後：求２月▽）	延長登録出願、拒絶査定不服審判を除く
	特１７（３）、１３３（１）	指令書の発送日	翌　日	３０日	３０日	延長登録出願、拒絶査定不服審判
弁明書の提出	特１８の２（２）	却下理由通知の発送日	翌　日	２月 （期間満了前：求２月 期間満了後：求２月▽）	２月 （期間満了前：求２月 期間満了後：求２月▽）	延長登録出願、拒絶査定不服審判を除く
	特１８の２（２）、１３３の２（２）	却下理由通知の発送日	翌　日	３０日	３０日	延長登録出願、拒絶査定不服審判
命令による受継申立書	特２３（１）	受継命令書の発送日	翌　日	６０日又は７５日※ （期間満了前：求２月 期間満了後：求２月▽）	３月 （期間満了前：求２月 期間満了後：求２月▽）	
同一人から承継された同日出願又は同日提出の名義変更届の協議命令による届出	特３４（７）	協議命令書の発送日	翌　日	６０日又は７５日※ （期間満了前：求２月 期間満了後：求２月＝）	３月 （期間満了前：求３月 期間満了後：求２月＝） ただし代理人だけで作成できると認める場合は６０日	拒絶査定不服審判を除く
	特３４（７）	協議命令書の発送日	翌　日	６０日又は７５日※	３月（求３月） ただし代理人だけで作成できると認める場合は６０日	拒絶査定不服審判

同日に同一の発明に対する協議命令による届出	特３９（６）	協議命令書の発送日	翌　　日	６０日又は７５日※ （期間満了前：求２月 期間満了後：求２月＝）	３月 （期間満了前：求３月 期間満了後：求２月＝） ただし代理人だけで作成できると認める場合は６０日	拒絶査定不服審判を除く
	特３９（６）	協議命令書の発送日	翌　　日	６０日又は７５日※	３月（求３月） ただし代理人だけで作成できると認める場合は６０日	拒絶査定不服審判
意見書の提出	特４８の７	通知書の発送日	翌　　日	３０日又は４５日※ ただし拒絶理由通知と同時は６０日又は７５日※ （期間満了前：求２月 期間満了後：求２月▽）	６０日 ただし拒絶理由通知と同時は３月 （期間満了前：求２月 期間満了後：求２月▽）	拒絶査定不服審判を除く
	特４８の７	通知書の発送日	翌　　日	３０日又は４５日※ ただし拒絶理由通知と同時は６０日又は７５日※	６０日 ただし拒絶理由通知と同時３月	拒絶査定不服審判
	特５０	拒絶理由通知の発送日	翌　　日	６０日又は７５日※ （期間満了前：求２月 期間満了後：求２月☆）	３月 （期間満了前：求２月・１月 期間満了後：求２月☆） ただし代理人だけで作成できると認める場合は６０日	延長登録出願、拒絶査定不服審判を除く
	特５０、６７の４、６７の８（改正前特６７の４㊟）、１５９（２）、１６３（２）	拒絶理由通知の発送日	翌　　日	６０日又は７５日※ （求１月▲▼）	３月（求１月×３回▲▼） ただし代理人だけで作成できると認める場合は６０日	延長登録出願、拒絶査定不服審判
審尋に対する回答書の提出	特１３４（４）	審尋書の発送日	翌　　日	６０日又は７５日※ （求１月▲）	３月（求１月×３回▲） ただし代理人だけで作成できると認める場合は６０日	拒絶査定不服審判
書留郵便物受領書等の提出	特１３４（４）	物件の提出を求める通知の発送日	翌　　日	１０日△	１０日△	
	特１９４（１）	物件の提出を求める通知の発送日	翌　　日	１０日△ （期間満了前：求２月 期間満了後：求２月▽）	１０日△ （期間満了前：求２月 期間満了後：求２月▽）	
当事者による書類又は物件の提出	特１９４（１）	物件の提出を求める通知の発送日	翌　　日	６０日又は７５日※ （期間満了前：求２月 期間満了後：求２月＝）	３月 （期間満了前：求３月 期間満了後：求２月＝） ただし代理人だけで作成できると認める場合は６０日	
意見書の提出	特施規３８の２の２（３）	通知書の発送日	翌　　日	３０日	３０日	

意見書の提出	特施規３８の２の３（１）	通知書の発送日	翌　　日	３０日 ただし明細書、請求の範囲又は図面（それらの補充書等を含む）については６０日	３０日 ただし明細書、請求の範囲又は図面（それらの補充書等を含む）については３月	
命令による書面の提出	特登令３０、特登施規１３（２）	物件の提出を求める通知の発送日	翌　　日	２月 （期間満了前：求２月 期間満了後：求２月▽）	２月 （期間満了前：求２月 期間満了後：求２月▽）	

注１．　※は交通不便地居住者（→０４．１０「別表」）のため。
注２．　（職）は職権延長、（求）は請求延長、（附）は附加期間。
注３．　＃は国際特許出願の場合、国内書面提出期間満了日から２月以内に提出することができる（特施規３８条の１４）。
注４．　＊は原出願日が平成１０年１２月３１日以前の場合は、「１年４月」。
注５．　◇の国内処理基準時は、国内書面提出期間又は翻訳文提出特例期間が満了する時（国内書面提出期間又は翻訳文提出特例期間内に出願人が出願審査請求をするときは、その請求の時。）。
注６．　△は０３．１０を参照。
注７．　◆は、分割出願、変更出願、実用新案登録に基づく特許出願が、原出願の出願日（原出願がパリ優先権主張出願等の場合は、優先日）から１年２月以上経過して出願された場合は、当該分割出願等の日から２月以内に翻訳文の提出を行うことができる。
注８．　★は登録料納付延長請求により延長された場合。
注９．　■は拒絶査定不服審判請求できる期間として職権延長された期間。
注１０．▲は指定期間を延長する合理的理由がある時のみ（国内居住者は、引用文献との対比実験のために１月を１回。在外者は、引用文献との対比実験のために１月を１回、翻訳のために１月を３回まで）。
▼延長登録出願（特６７の４、６７の８（改正前特６７の４㊟））については、引用文献との対比実験のための延長は不可。
注１１．○延長登録出願に係る拒絶査定不服審判請求期間の職権による延長は行わない。
注１２．□翻訳文が提出された外国語特許出願のうち、国内書面提出期間内に出願人から出願審査の請求のあった国際特許出願であって国際公開されているものについては、出願審査の請求があった後を除く。
注１３．◎出願審査の請求又は出願公開の請求があった後の期間を除く。
注１４．●特許出願（外国語でされた国際特許出願を除く）の場合、出願公開の請求があった後の期間を除き、外国語でされた国際特許出願で国際公開がされている場合、出願審査の請求があった後の期間を除く。
注１５．☆指定期間の延長について、国内居住者は指定期間経過前に請求した場合は２月、指定期間経過後に請求した場合は２月延長できる。在外者については指定期間経過前に請求した場合は１回目で２月、２回目の請求により１月の合計２回、指定期間経過後に請求した場合は２月延長できる。指定期間経過前に延長請求した場合には、指定期間経過後の再度の延長請求を行うことはできない。また、当初の指定期間内に意見書又は手続補正書を提出したときは、指定期間経過後の延長請求を行うことはできない。
注１６．▽指定期間の延長について、国内居住者及び在外者は指定期間経過前の請求により２月、指定期間経過後の請求により２月延長できる。指定期間経過前に延長請求した場合には、指定期間経過後の再度の延長請求を行うことはできない。
注１７．＝指定期間の延長について、国内居住者は指定期間経過前に請求した場合は２月、指定期間経過後に請求した場合は２月延長できる。在外者については指定期間経過前に請求した場合は３月、指定期間経過後に請求した場合は２月延長できる。指定期間経過前に延長請求した場合には、指定期間経過後の再度の延長請求を行うことはできない。
注１８．♭前年以前とは当該年度に入る前までを意味し、例えば第４年の特許料は設定の登録の日から３年を経過する前に納付する必要がある。また、数年分を一時に前納することも可能。
注１９．◿特許法２９条１項各号のいずれかに該当するに至った日が平成２９年１２月８日以前の場合は、「６月」。
注２０．㊟令和２年３月９日までの出願については、環太平洋パートナーシップ協定の締結及び環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律（平成２８年法律第１０８号）附則第２条の経過措置の規定により、改正前の法令が適用される。
注２１．∞一般に、期間の初日は算入しないこととされているが（特３条１項１号本文）、出願が取り下げられたものとみなされた日及び所定の期間経過による審決の確定日等は、定められた期間の経過による「法律効果」を基準とし、期間の末日の午後１２時（２４時）を経過した時（翌日午前零時）に確定する。その初日は午前零時から始まり「丸１日」を欠くことがないため、初日が期間の計算に組み入れられる（特３条１項１号ただし書）。
注２２．γ経済安全保障推進法第７０条第１項の規定により保全指定がされた場合は、「特許出願の日から３年を経過した日」又は「経済安全保障推進法第７７条第２項の規定による保全指定の解除又は期間の満了の通知を受けた日から３月を経過した日」のうちいずれか遅い日となる（経済安全保障推進法８２条３項）。

（実用新案（無効審判、判定を除く））

手　　続	根　拠　条　文	初　　日	起　算　日	期　間　（　延　長　）		備　考
			（第１日目）	国　内　居　住　者	在　外　者	
＜法定期間＞						
明細書・実用新案登録請求の範囲図面・要約書・優先権主張書の補正	実２の２（１）（実施規１）	出願日	翌　日	１月	１月	
国内優先権主張を伴う出願	実８（１）	先の出願日	翌　日	１年	１年	
優先権主張書の提出	実８（４）（実施規２３（２））	出願日	翌　日	１月	１月	
国内優先権主張の取下げ	実９（２）（実施規２３（２））	先の出願日	翌　日	１年４月	１年４月	
出願変更（特→実）	実１０（１）	ア．　特願出願日 イ．　特願の拒絶査定謄本の送達日	翌　日 翌　日	９年６月α ３月α	９年６月α ３月α（職１月■）	最初の査定
出願変更（意→実）	実１０（２）	ア．　意願出願日 イ．　意願の拒絶査定謄本の送達日	翌　日 翌　日	９年６月 ３月	９年６月 ３月	最初の査定
新規性例外適用出願	実１１（１）（特３０（１）、（２））	実用新案法３条１項各号のいずれかに該当するに至った日	翌　日	１年◿	１年◿	
同上証明書の提出	実１１（１）（特３０（３））	出願日	翌　日	３０日	３０日	
パリ優先権主張等を伴う出願	実１１（１）（特４３（１）、４３の３（１）、（２））、パリ条約４条Ｃ（１）	第１国出願日	翌　日	特・実１２月	特・実１２月	
優先権証明書類等の提出＃	実１１（１）（特４３（２）、４３の３（３））	優先日	翌　日	１年４月	１年４月	
	実１１（１）（特４３（７）、４３の３（３））	優先権証明書未提出の通知の発送日	翌　日	２月	２月	優先権証明書類等が未提出の場合
	実１０（４）、１１（１）（特４４（３）、）	優先日	翌　日	１年４月又は新たな出願の日から３月のいずれか遅い日＊		分割・変更出願の場合

優先権証明書類等に記載されている事項を電磁的方法により交換するための書面の提出	実１１（１）（特４３（５））	優先日	翌　　日	１年４月	１年４月	
	実１１（１）（特４３（７））	優先権証明書未提出の通知の発送日	翌　　日	２月	２月	優先権証明書類等が未提出の場合
分割出願	実１１（１）（特４４（１））	―		明細書・実用新案登録請求の範囲・図面の補正ができる時又は期間	明細書・実用新案登録請求の範囲・図面の補正ができる時又は期間	
明細書・実用新案登録請求の範囲・図面の訂正	実１４の２（１）	ア．　最初の技術評価書の謄本の送達日 イ．　無効審判請求書の副本の送達日	翌　　日 翌　　日	２月（職１５日） ３０日又は４５日※	２月（職６０日） ６０日	
登録料の納付（第１年から第３年分まで）	実３２（１）、（３）	出願と同時	翌　　日	（求３０日）	（求３０日）	
登録料の納付（第４年以後の各年分）	実３２（２）	―	―	前年以前○	前年以前○	
登録料の追納	実３３（１）、（２）	実用新案法３２条２項に規定する期間の満了日	翌　　日	６月	６月	
既納登録料の返還請求	実３４（２）	ア．　登録料の納付日 イ．　処分又は審決の確定日	翌　　日 当　　日∞	１年 ６月	１年 ６月	
翻訳文の提出	実４８の４（１）	ア．　優先日（特許協力条約２条） イ．　国内書面を提出した日	翌　　日 翌　　日	３０月 ２月	３０月 ２月	イ．は国内書面提出期間満了前２月から満了日までの間に提出した場合に限る
国内書面の提出	実４８の５（１）	優先日（特許協力条約２条）	翌　　日	３０月	３０月	
特許協力条約１９条補正の翻訳文提出	実４８の４（６）	―	―	国内処理基準時の属する日◇	国内処理基準時の属する日◇	
図面の提出	実４８の７（１）	―	―	国内処理基準時の属する日◇	国内処理基準時の属する日◇	
登録料の納付（国際実用新案登録出願）	実４８の１２	ア．　優先日（特許協力条約２条） イ．　国内書面を提出した日	翌　　日 翌　　日	３０月 ２月	３０月 ２月	イ．は国内書面提出期間満了前２月から満了日までの間に提出した場合に限る

特許管理人の選任	実４８の１５（２）	ア．　国内処理基準時の属する日◇ イ．　特許管理人の選任の届出がない旨の通知の発送日	翌　　日 翌　　日	－ －	３月 ２月	イ．はア．の国内処理基準時の属する日までに特許管理人の選任の届出が未提出の場合
新規性喪失の例外の適用書面及び証明書の提出	実４８の１５（３）	国内処理基準時の属する日◇	翌　　日	３０日	３０日	
特許協力条約２５条に規定する検査の申出	実４８の１６（１）	国際出願が取り下げられたものとみなす旨の宣言、国際出願日の認定の拒否又は記録原本を期間内に国際事務局が受領しなかった旨の認定の通知をした日	翌　　日	２月	２月	
過誤納手数料の返還請求	実５４の２（１１）	手数料の納付日	翌　　日	１年	１年	
明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面について、国際実用新案登録出願に含まれないものとする旨の請求書の提出	実施規２３（４）（特施規３８の２の２（５））	通知書の発送日	翌　　日	３０日	３０日	左記は特施規３８の２の２（３）の規定による指定期間
命令による登録申請の補正	実登令７（実登施規３（３））（特登令３８（１）(特登施規１３の２))	指令書の発送日	翌　　日	２月	２月	
弁明書の提出	実登令７（実登施規３（３））（特登令３８（４）（特登施規１３の４（１）））	却下理由通知の発送日	翌　　日	２月	２月	
＜指定期間＞						
命令による方式補正	実２の２（４）、４８の５（２）	指令書の発送日	翌　　日	２月 （期間満了前：求２月 期間満了後：求２月▽）	２月 （期間満了前：求２月 期間満了後：求２月▽）	
弁明書の提出	実２の５（２）（特１８の２（２））	却下理由通知の発送日	翌　　日	２月 （期間満了前：求２月 期間満了後：求２月▽）	２月 （期間満了前：求２月 期間満了後：求２月▽）	
命令による受継申立書	実２の５（２）（特２３（１））	受継命令書の発送日	翌　　日	６０日又は７５日※ （期間満了前：求２月 期間満了後：求２月▽）	３月 （期間満了前：求２月 期間満了後：求２月▽）	

命令による基礎的要件に係る補正	実６の２、１４の３	指令書の発送日	翌　　日	６０日又は７５日※ （期間満了前：求２月 期間満了後：求２月＝）	３月 （期間満了前：求３月 期間満了後：求２月＝） ただし代理人だけで作成できると認める場合は６０日	
同一人から承継された同日出願又は同日提出の名義変更届の協議命令による届出	実１１（２）（特３４（７））	協議命令書の発送日	翌　　日	６０日又は７５日※ （期間満了前：求２月 期間満了後：求２月＝）	３月 （期間満了前：求３月 期間満了後：求２月＝） ただし代理人だけで作成できると認める場合は６０日	
書留郵便物受領書等の提出	実５５（３）（特１９４（１））	物件の提出を求める通知の発送日	翌　　日	１０日△ （期間満了前：求２月 期間満了後：求２月▽）	１０日△ （期間満了前：求２月 期間満了後：求２月▽）	
命令による図面の提出	実４８の７（２）	指令書の発送日	翌　　日	２月	２月	
意見書の提出	実施規２３（４）（特施規３８の２の２（３））	通知書の発送日	翌　　日	３０日	３０日	
意見書の提出	実施規２３（４）（特施規３８の２の３（１））	通知書の発送日	翌　　日	３０日 ただし明細書、請求の範囲又は図面（それらの補充書等を含む）については６０日	３０日 ただし明細書、請求の範囲又は図面（それらの補充書等を含む）については３月	
命令による書面の提出	実登令７条（実登施規３（３））（特登令３０（特登施規１３（２）））	物件の提出を求める通知の発送日	翌　　日	２月 （期間満了前：求２月 期間満了後：求２月▽）	２月 （期間満了前：求２月 期間満了後：求２月▽）	

注１．　※は交通不便地居住者（→０４．１０「別表」）のため。
注２．　（職）は職権延長、（求）は請求延長、（附）は附加期間。
注３．　＃は国際実用新案登録出願の場合、国内書面提出期間満了日から２月以内（実施規２３条７項で準用する特施規３８条の１４）。
注４．　＊は原出願日が平成１０年１２月３１日以前の場合は、「１年４月」。
注５．　◇の国内処理基準時は、国内書面提出期間又は翻訳文提出特例期間が満了する時（国内書面提出期間又は翻訳文提出特例期間内に出願人が国内処理の請求をするときは、その請求の時。）。
注６．　△は０３．１０を参照。
注７．　■は拒絶査定不服審判請求できる期間として職権延長された期間。
注８．　＝指定期間の延長について、国内居住者は指定期間経過前に請求した場合は２月、指定期間経過後に請求した場合は２月延長できる。在外者については指定期間経過前に請求した場合は３月、指定期間経過後に請求した場合は２月延長できる。指定期間経過前に延長請求した場合には、指定期間経過後の再度の延長請求を行うことはできない。
注９．　▽指定期間の延長について、国内居住者及び在外者は指定期間経過前の請求により２月、指定期間経過後の請求により２月延長できる。指定期間経過前に延長請求した場合には、指定期間経過後の再度の延長請求を行うことはできない。
注１０．○前年以前とは当該年度に入る前までを意味し、例えば第４年の登録料は設定の登録の日から３年を経過する前に納付する必要がある。また、数年分を一時に前納することも可能。
注１１．⊿実用新案法３条１項各号のいずれかに該当するに至った日が平成２９年１２月８日以前の場合は、「６月」。
注１２．∞一般に、期間の初日は算入しないこととされているが（実２条の５第１項で準用する特３条１項１号本文）、所定の期間経過による審決の確定日等は、定められた期間の経過による「法律効果」を基準とし、期間の末日の午後１２時（２４時）を経過した時（翌日午前零時）に確定する。その初日は午前零時から始まり「丸１日」を欠くことがないため、初日が期間の計算に組み入れられる（実２条の５第１項で準用する特３条１項１号ただし書）。
注１３．α経済安全保障推進法第７０条第１項の規定による保全指定の通知を受けた指定特許出願人は、同法第７７条第２項の規定による保全指定の解除又は期間の満了の通知を受けるまでの間は、出願変更することはできない（経済安全保障推進法７２条２項）。

（意匠（無効審判、判定、再審を除く））

手　　続	根　拠　条　文	初　　日	起　算　日	期　間　（　延　長　）		備　考
			（第１日目）	国　内　居　住　者	在　外　者	
＜法定期間＞						
新規性例外適用出願	意４（１）、（２）	意匠法３条１項１号又は２号に該当するに至った日	翌　日	１年◿	１年◿	
同上証明書の提出	意４（３）	出願日	翌　日	３０日	３０日	国際意匠登録出願を除く
新規性喪失の例外の適用書面及び証明書の提出	意６０の７（１）（意施規１の２）	国際公表があった日	翌　日	３０日	３０日	国際意匠登録出願
出願変更（特→意）	意１３（１）	特許の拒絶査定謄本の送達日	翌　日	３月α	３月α（職１月■）	最初の査定
出願変更（実→意）	意１３（２）	実願が係属している間	－	－	－	
秘密意匠の請求	意１４（２）	出願と同時又は設定登録料の納付と同時	－	－	－	
優先権主張を伴う出願	意１５（１）（特４３（１）、４３の３（１）、（２）） パリ条約４条Ｃ（１）、Ｅ（１）	第１国出願日	翌　日	６月	６月	
優先権証明書類等の提出	意１５（１）（特４３（２）、４３の３（３））	出願日	翌　日	３月	３月	国際意匠登録出願を除く
	意１５（１）（特４３（７）、４３の３（３））、意６０の１０（２）（特４３（７））（意施規１９（３）（特施規２７の３の３（５）））	優先権証明書未提出の通知の発送日	翌　日	２月	２月	優先権証明書類等が未提出の場合
	意６０の１０（２）（特４３（２）、意施規１２の２）	国際公表があった日	翌　日	３月	３月	国際意匠登録出願
優先権証明書類等に記載されている事項を電磁的方法により交換するための書面の提出	意１５（１）（特４３（５））	出願日	翌　日	３月	３月	国際意匠登録出願を除く
	意１５（１）（特４３（７）、４３の３（３））、意６０の１０（２）（特４３（７））（意施規１９（３）（特施規２７の３の３（５）））	優先権証明書未提出の通知の発送日	翌　日	２月	２月	優先権証明書類等が未提出の場合
	意６０の１０（２）（特４３（５）、意施規１２の２）	国際公表があった日	翌　日	３月	３月	国際意匠登録出願

補正却下後の新出願	意１７の３（1）	補正却下決定の謄本の送達日	翌　　日	３月	３月	
登録料の納付（第１年分）	意４３（1）、（3）	査定又は審決の謄本の送達日	翌　　日	３０日（求３０日）	３０日（求３０日）	
登録料の納付（第２年以後の各年分）	意４３（2）	—	—	前年以前○	前年以前○	
登録料の追納	意４４（1）、（2）	意匠法４３条２項に規定する期間の満了日	翌　　日	６月	６月	
既納登録料の返還請求	意４５（特１１１（2））	ア．　登録料の納付日 イ．　審決の確定日	翌　　日 当　　日∞	１年 ６月	１年 ６月	
拒絶査定不服審判の請求	意４６（1）	拒絶査定謄本の送達日	翌　　日	３月	３月	
補正却下決定不服審判の請求	意４７（1）	補正却下決定の謄本の送達日	翌　　日	３月	３月	
補正却下後の新出願（審判）	意５０（1）（意１７の３（1））	補正却下決定の謄本の送達日	翌　　日	３０日（職１５日）	３０日（職６０日）	
補正	意６０の２４	審査、審判又は再審に係属している間	－	－	－	
過誤納手数料の返還請求	意６７（8）	手数料の納付日	翌　　日	１年	１年	
個別指定手数料の返還請求	意６０の２２（2）	ア．出願の取下げ イ．拒絶の査定若しくは審決の確定日	翌　　日 当　　日∞	６月	６月	国際意匠登録出願
命令による登録申請の補正	意登令７（意登施規６（3））（特登令３８（1）(特登施規１３の2))	指令書の発送日	翌　　日	２月	２月	
弁明書の提出	意登令７（意登施規６（3））（特登令３８（4）(特登施規１３の4))	却下理由通知の発送日	翌　　日	２月	２月	

＜指定期間＞						
同日に同一又は類似の意匠に対する協議命令による届出	意９（４）	協議命令の発送日	翌　　日	４０日又は５５日※（期間満了前：求２月 期間満了後：求２月▽）	３月 ただし代理人だけで作成できると認める場合は４０日 （期間満了前：求２月 期間満了後：求２月▽）	拒絶査定不服審判、国際意匠登録出願を除く
	意９（４）	協議命令の発送日	翌　　日	４０日又は５５日※	３月 ただし代理人だけで作成できると認める場合は４０日	拒絶査定不服審判
	意９（４）	協議命令（拒絶の通報に添付）の発送日	翌　　日	６０日又は７５日※ （期間満了前：求２月 期間満了後：求２月▽）	３月 （期間満了前：求２月 期間満了後：求２月▽）	国際意匠登録出願
同一人から承継された同日出願又は同日提出の名義変更届の協議命令による届出	意１５（２）（特３４（７））	協議命令の発送日	翌　　日	４０日又は５５日※ （期間満了前：求２月 期間満了後：求２月▽）	３月 ただし代理人だけで作成できると認める場合は４０日 （期間満了前：求２月 期間満了後：求２月▽）	拒絶査定不服審判を除く
	意１５（２）（特３４（７））	協議命令の発送日	翌　　日	４０日又は５５日※	３月 ただし代理人だけで作成できると認める場合は４０日	拒絶査定不服審判
意見書の提出	意１９（特５０）	拒絶理由通知の発送日	翌　　日	４０日又は５５日※ （期間満了前：求２月 期間満了後：求２月☆）	３月 ただし代理人だけで作成できると認める場合は４０日 （期間満了前：求２月 期間満了後：求２月☆）	拒絶査定不服審判、国際意匠登録出願を除く
	意５０（３）（特５０）	拒絶理由通知の発送日	翌　　日	４０日又は５５日※	３月（求１月） ただし代理人だけで作成できると認める場合は４０日	拒絶査定不服審判
	意１９（特５０）	拒絶の通報の発送日	翌　　日	６０日又は７５日※ （期間満了前：求２月 期間満了後：求２月☆）	３月 （期間満了前：求２月 期間満了後：求２月☆）	国際意匠登録出願
命令による方式補正	意６０の４（特１７（３）③）、６８（２）（特１７（３））	指令書の発送日	翌　　日	３０日 （期間満了前：求２月 期間満了後：求２月▽）	３０日 （期間満了前：求２月 期間満了後：求２月▽）	拒絶査定不服審判を除く
	意５２（特１３３（１））	指令書の発送日	翌　　日	３０日	３０日	拒絶査定不服審判
弁明書の提出	意６８（２）（特１８の２（２））	却下理由通知の発送日	翌　　日	３０日 （期間満了前：求２月 期間満了後：求２月▽）	３０日 （期間満了前：求２月 期間満了後：求２月▽）	拒絶査定不服審判を除く
	意５２（特１３３の２（２））	却下理由通知の発送日	翌　　日	３０日	３０日	拒絶査定不服審判

証拠調又は証拠保全したときの意見の申立て	意５２（特１５０（５））	証拠調又は証拠保全の結果の通知の発送日	翌　日	４０日又は５５日※	３月（求１月）	
当事者等が申し立てない理由の審理に対する意見の申立て	意５２（特１５３（２））	審理結果の通知の発送日	翌　日	４０日又は５５日※	３月（求１月）	
審尋に対する回答書の提出	意５２（特１３４（４））	審尋書の発送日	翌　日	４０日又は５５日※	３月（求１月）	
当事者による書類又は物件の提出	意６８（２）（特１９４（１））	物件の提出を求める通知の日	翌　日	４０日又は５５日※ （期間満了前：求２月 期間満了後：求２月▽）	３月 ただし代理人だけで作成できると認める場合は４０日 （期間満了前：求２月 期間満了後：求２月▽）	
命令による受継申立書	意６８（２）（特２３（１））	受継命令書の発送日	翌　日	６０日又は７５日※ （期間満了前：求２月 期間満了後：求２月▽）	３月 （期間満了前：求２月 期間満了後：求２月▽）	
書留郵便物受領証の提出	意６８（２）（特１９４（１））	物件の提出を求める通知の発送日	翌　日	１０日△ （期間満了前：求２月 期間満了後：求２月▽）	１０日△ （期間満了前：求２月 期間満了後：求２月▽）	
命令による書面の提出	意登令７（意登施規６（３））（特登令３０（特登施規１３（２）））	物件の提出を求める通知の発送日	翌　日	２月 （期間満了前：求２月 期間満了後：求２月▽）	２月 （期間満了前：求２月 期間満了後：求２月▽）	

注１．　※は交通不便地居住者のため。
注２．　（職）は職権延長、（求）は請求延長、（附）は附加期間。
注３．　△は０３．１０を参照。
注４．　■は拒絶査定不服審判請求できる期間として職権延長された期間。
注５　☆指定期間の延長について、国内居住者及び在外者は指定期間経過前の請求により２月、指定期間経過後の請求により２月延長できる。指定期間経過前に延長請求した場合には、指定期間徒過後の再度の延長請求を行うことはできない。また、当初の指定期間内に意見書を提出したときは、指定期間経過後の延長請求を行うことはできない。
注６．　▽指定期間の延長について、国内居住者及び在外者は指定期間経過前の請求により２月、指定期間経過後の請求により２月延長できる。指定期間経過前に延長請求した場合には、指定期間経過後の再度の延長請求を行うことはできない。
注７．　○前年以前とは当該年度に入る前までを意味し、例えば第２年の登録料は設定の登録の日から１年を経過する前に納付する必要がある。また、数年分を一時に前納することも可能。
注８．　⊿意匠法３条１項１号又は２号に該当するに至った日が平成２９年１２月８日以前の場合は、「６月」。
注９．　∞一般に、期間の初日は算入しないこととされているが（意６８条１項で準用する特３条１項１号本文）、拒絶査定の確定日及び所定の期間経過による審決の確定日等は、定められた期間の経過による「法律効果」を基準とし、期間の末日の午後１２時（２４時）を経過した時（翌日午前零時）に確定する。その初日は午前零時から始まり「丸１日」を欠くことがないため、初日が期間の計算に組み入れられる（意６８条１項で準用する特３条１項１号ただし書）。
注１０．　α経済安全保障推進法第７０条第１項の規定による保全指定の通知を受けた指定特許出願人は、同法第７７条第２項の規定による保全指定の解除又は期間の満了の通知を受けるまでの間は、出願変更することはできない（経済安全保障推進法７２条２項）。

（商標（無効・商標登録取消審判、商標異議申立、判定、再審を除く））

手　　続	根　拠　条　文	初　　日	起　算　日	期　間　（　延　長　）		備　考
			（第１日目）	国　内　居　住　者	在　外　者	
＜法定期間＞						
出願時の特例適用出願	商９（１）	博覧会等に出品又は出展した日	翌　　日	６月	６月	
同上証明書の提出	商９（２）、６８の１１	出願日、国際商標登録出願日	翌　　日	３０日▽	３０日▽	
優先権主張を伴う出願	商１３（１）（特４３（１）、４３の３（２））、６８（１）、パリ条約４条Ｃ（１）	第１国出願日	翌　　日	６月	６月	
優先権証明書類等の提出	商１３（１）（特４３（２）、４３の３（３））、６８（１）	出願日	翌　　日	３月□	３月□	
補正却下後の新出願	商１７の２(１)(意１７の３(１))、６８（２）	補正却下決定の謄本の送達日	翌　　日	３月	３月	
出願書類の縦覧	商１８（４）、６８（３）	公報発行の日	翌　　日	２月	２月	
登録料の納付	商４１(１)、(２)、４１の２(１)、（２）、６５の８（１）、（２）、（３）	査定又は審決の謄本の送達日	翌　　日	３０日（求３０日）＃	３０日（求３０日）＃	
商標権の存続期間の更新登録の申請	商２０（１）、（２）	商標権の存続期間の満了日前６月	－	存続期間満了前６月から満了の日まで	存続期間満了前６月から満了の日まで	
商標権の存続期間の更新登録の申請（存続期間満了日経過後）	商２０（１）、（３）、商施規１０（２）	商標権の存続期間の満了日	翌　　日	６月	６月	
商標権の存続期間の更新登録料の納付	商４１（５）	商標権の存続期間の更新登録の申請と同時	－	－	－	
割増登録料の納付	商４３（１）	商標権の存続期間の更新登録の申請（存続期間満了日経過後）と同時	－	－	－	
既納登録料の返還請求	商４２（２）	ア．　登録料の納付日 イ．　取消決定又は審決の確定日	翌　　日 当　　日∞	１年 ６月	１年 ６月	
拒絶査定不服審判の請求	商４４（１）、６８（４）、商附１３、２３	拒絶査定謄本の送達日	翌　　日	３月	３月	

補正却下決定不服審判の請求	商４５（１）、６８（４）	補正却下決定の謄本の送達日	翌　　日	３月	３月	
補正却下後の新出願（審判）	商５５の２（３）、６８（４）	補正却下決定の謄本の送達日	翌　　日	３０日（職１５日）	３０日（職６０日）	
防護標章登録に基づく権利存続期間更新登録出願	商６５の３（２）	防護標章登録に基づく権利の存続期間満了前６月	－	防護標章登録に基づく権利の存続期間満了前６月から満了の日	防護標章登録に基づく権利の存続期間満了前６月から満了の日	
過誤納登録料の返還請求	商６５の１０（２）	登録料の納付日	翌　　日	１年	１年	
補正	商６８の２８	暫定的拒絶通報の発送日	翌　　日	審査、審判又は再審に係属している間	審査、審判又は再審に係属している間	国際商標登録出願
	商６８の４０（１）、商附２４	審査、登録異議の申立てについての審理、審判又は再審に係属している間	－	－	－	国際商標登録出願を除く
	商６８の４０（２）	商標の設定登録料の納付と同時（商標登録出願に係る区分の数を減ずる補正）	－	－	－	国際商標登録出願を除く
過誤納手数料の返還請求	商７６（８）	手数料の納付日	翌　　日	１年	１年	
書換登録の申請	商附３（２）	存続期間満了前６月の初日	当　　日	存続期間満了日前６月から存続期間満了日後１年		
命令による登録申請の補正	商登令１０（商登施規１７（３））（特登令３８（１）（特登施規１３の２））	指令書の発送日	翌　　日	２月▲	２月▲	
弁明書の提出	商登令１０（商登施規１７（３））（特登令３８（４）（特登施規１３の４））	却下理由通知の発送日	翌　　日	２月▲	２月▲	
＜指定期間＞						
手続補完書の提出	商５の２（２）、商６８（１）	指令書の発送日	翌　　日	１月又は１月＋１５日※ ＜期間満了前：求１月 期間満了後：求２月◎＞	２月 ＜期間満了前：求１月 期間満了後：求２月◎＞	
同日に同一又は類似の商品又は役務に対する協議命令による届出	商８（４）	協議命令の発送日	翌　　日	４０日又は５５日※ ＜期間満了前：求１月 期間満了後：求２月◎＞	３月 ＜期間満了前：求１月 期間満了後：求２月◎＞ ただし代理人だけで作成できると認める場合は４０日	拒絶査定不服審判、国際商標登録出願を除く

	商８（４）	協議命令の発送日	翌　　日	４０日又は５５日※	３月 ただし代理人だけで作成できると認める場合は４０日	拒絶査定不服審判
	商８（４）	協議命令（暫定的拒絶通報に添付）の発送日	翌　　日	３月 ＜期間満了前：求１月 期間満了後：求２月◎＞	３月 ＜期間満了前：求１月 期間満了後：求２月◎＞	国際商標登録出願
同一人から承継された同日出願又は同日提出の名義変更届の協議命令による届出	商１３（２）（特３４（７））	協議命令の発送日	翌　　日	４０日又は５５日※ ＜期間満了前：求１月 期間満了後：求２月◎＞	３月 ＜期間満了前：求１月 期間満了後：求２月◎＞ ただし代理人だけで作成できると認める場合は４０日	拒絶査定不服審判を除く
	商１３（２）（特３４（７））	協議命令の発送日	翌　　日	４０日又は５５日※	３月 ただし代理人だけで作成できると認める場合は４０日	拒絶査定不服審判
意見書の提出	商１５の２、１５の３（１）、６５の５、６８（２）、商附７	拒絶理由通知の発送日	翌　　日	４０日又は５５日※ ＜期間満了前：求１月 期間満了後：求２月☆＞	３月 ＜期間満了前：求１月 期間満了後：求２月☆＞ ただし代理人だけで作成できると認める場合は４０日	国際商標登録出願を除く
	商１５の２、１５の３（１）、６５の５、６８（２）、商附７	暫定的拒絶通報の発送日	翌　　日	３月 ＜期間満了前：求１月 期間満了後：求２月☆＞	３月 ＜期間満了前：求１月 期間満了後：求２月☆＞	国際商標登録出願
	商５５の２（１）、商附１６、１９	拒絶理由通知の発送日	翌　　日	４０日又は５５日※	３月（求１月） ただし代理人だけで作成できると認める場合は４０日	拒絶査定不服審判
証拠調又は証拠保全したときの意見の申立て	商５６（１）（特１５３（２））、６８（４）、商附１７（１）	証拠調又は証拠保全の結果の通知の発送日	翌　　日	４０日又は５５日※	３月（求１月）	
弁明書の提出	商５６（１）（特１３３の２（２））、６８（４）、商附１７（１）、２３、（特１８の２（２））	却下理由通知の発送日	翌　　日	３０日	３０日	
	商７７（２）、商附２７（２）、２３（特１８の２（２））	却下理由通知の発送日	翌　　日	３０日 ＜期間満了前：求１月 期間満了後：求２月◎＞	３０日 ＜期間満了前：求１月 期間満了後：求２月◎＞	
審尋を受けた者又は当事者による書類又は物件の提出	商７７（２）、商附１７（１）、２７（２）	物件の提出を求める通知の日	翌　　日	４０日又は５５日※	３月（求１月）	

命令による方式補正	商７７（２）（特１７（３））、商附２３、２７（２）	指令書の発送日	翌　日	１月 ＜期間満了前：求１月 期間満了後：求２月◎＞	２月 ＜期間満了前：求１月 期間満了後：求２月◎＞	国際商標登録出願を除く
	商７７（２）（特１７（３））	指令書の発送日	翌　日	２月 ＜期間満了前：求１月 期間満了後：求２月◎＞	２月 ＜期間満了前：求１月 期間満了後：求２月◎＞	国際商標登録出願
	商５６（１）（特１３３（１））、商６８（４）、商附１７（１）	指令書の発送日	翌　日	３０日	３０日	
当事者等が申し立てない理由の審理に対する意見の申立て	商５６（１）（特１５３（２））、６８（４）	審理結果の通知の発送日	翌　日	４０日又は５５日※	３月（求１月）	
書留郵便物受領証の提出	商７７（２）（特１９４（１））、商附２３、２７（２）	物件の提出を求める通知の発送日	翌　日	１０日△ ＜期間満了前：求１月 期間満了後：求２月◎＞	１０日△ ＜期間満了前：求１月 期間満了後：求２月◎＞	
当事者による書類又は物件の提出	商７７（２）（特１９４（１））、商附２３、２７（２）	物件の提出を求める通知の発送日	翌　日	４０日又は５５日※ ＜期間満了前：求１月 期間満了後：求２月◎＞	３月 ＜期間満了前：求１月 期間満了後：求２月◎＞ ただし代理人だけで作成できると認める場合は４０日	
命令による受継申立書	商７７（２）（特２３（１））、商附２３、２７（２）	受継命令書の発送日	翌　日	６０日又は７５日※ ＜期間満了前：求１月 期間満了後：求２月◎＞	３月 ＜期間満了前：求１月 期間満了後：求２月◎＞	
命令による書面の提出	商登令１０（商登施規１７（３））（特登令３０（特登施規１３（２）））	物件の提出を求める通知の発送日	翌　日	２月 ＜期間満了前：求１月 期間満了後：求２月◎＞	２月 ＜期間満了前：求１月 期間満了後：求２月◎＞	

注１．　※は交通不便地居住者のため。
注２．　（職）は職権延長、（求）は請求延長、（附）は附加期間。
注３．　★「小売等役務に係る使用に基づく特例の適用主張書」の応答期間の延長請求は不可。
ただし、協議命令に対する応答期間の延長請求が認められた場合にあっては、当該主張書の提出期間も延長される。
注４．　△は０３．１０を参照。
注５．　■は拒絶査定不服審判請求できる期間として職権延長された期間。
注６．　☆指定期間の延長について、国内居住者及び在外者は指定期間経過前に請求した場合は１月、指定期間経過後に請求した場合は２月延長できる。指定期間経過前に延長請求した場合であっても、指定期間経過後の再度の延長請求が可能。また、当初の指定期間内又は指定期間内に延長請求した場合の延長された指定期間内に意見書を提出したときは、指定期間経過後の延長請求を行うことはできない。
注７．　◎指定期間の延長について、国内居住者及び在外者は指定期間経過前に請求した場合は１月、指定期間経過後に請求した場合は２月延長できる。指定期間経過前に延長請求した場合であっても、指定期間経過後の再度の延長請求が可能。
注８．　▽書面を提出する者が期間内に書面を提出することができないときは、期間の経過後２月以内に限り、期間延長請求書（期間徒過）を提出することにより、その書面を特許庁長官に提出することができる（商９条３項、商施規６条の２第２項、３項）。
注９．　□優先権証明書類等を提出する者は、期間の経過後２月以内に限り、期間延長請求書（期間徒過）を提出することにより、優先権証明書類等を提出することができる（商１３条１項（商６８条１項において準用）、商施規７条の２第１項）。
注１０．＃登録料（前期分割登録料）を納付すべき者は、登録料（前期分割登録料）を納付すべき期間（期間の延長があったときは延長後の期間）内に登録料（前期分割登録料）を納付することができないときは、期間の経過後２月以内に限り、期間延長請求書（期間徒過）を提出することにより、登録料（前期分割登録料）を納付することができる（商４１条３項、４１の２第３項、６５の８第４項、商施規１８条５項、６項、７項、８項）。

注１１．▲商標法に関するシンガポール条約の規定（同条約第１４条、同条約第９規則）に基づき、申請人から申し出があったときは、当該期間の経過後２月に限り、商標登録令第１０条第１項において準用する特許登録令第３８条第２項及び第３項の規定による却下を保留することとする。（→方式審査便覧７０．３０）

注１２．∞一般に、期間の初日は算入しないこととされているが（商７７条１項で準用する特３条１項１号本文）、所定の期間経過による審決の確定日等は、定められた期間の経過による「法律効果」を基準とし、期間の末日の午後１２時（２４時）を経過した時（翌日午前零時）に確定する。その初日は午前零時から始まり「丸１日」を欠くことがないため、初日が期間の計算に組み入れられる（商７７条１項で準用する特３条１項１号ただし書）。

（改訂令和６・５）